

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

徳島県住宅供給公社理事長 殿

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

空き家バンク登録申込書

「とくしま回帰」空き家情報バンク要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込むものとし、登録内容は、空き家バンク登録カード（様式第2号）のとおりです。

なお、契約交渉については、次の方法を選択します。※いずれかの番号を○で囲んでください。

1. 契約交渉に関する全てについて、空き家コーディネーターへ媒介を依頼します。
2. 契約交渉に関する全てについて、空き家コーディネーターへ媒介を依頼しません。

1 同意事項

- (1) 登録した空き家等の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、ホームページ等で一般に公開されることに同意します。
- (2) 交渉希望者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。

2 誓約事項

- (1) 「とくしま回帰」空き家情報バンク要綱第2条第2号に規定する所有者等であることを誓約します。
- (2) 空き家バンク登録カードの記載事項に偽りはなく、「とくしま回帰」空き家情報バンク要綱第4条各号に掲げる要件を満たすものであることを誓約します。
- (3) 交渉希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。

3 注意事項

- (1) 徳島県住宅供給公社は情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。登録者と交渉希望者間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は一切行いません。
- (2) 空き家コーディネーターに媒介を依頼した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第46条1項の規定に基づく額の範囲となる。
- (3) 登録者と交渉希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で行う。